

PFS 事業に活用可能な支援制度等について（令和2年8月時点）

○PFS 事業の事業費に対する補助・助成について

名称	目的	対象団体	国の負担割合	PFS 事業における活用対象	活用事例	所管省庁・部署	備考
【介護保険】 地域支援事業 交付金	被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進すること	地方公共団体（市町村）	(1) 介護予防・日常生活支援総合事業：25/100 (2) 包括的支援事業・任意事業：38.5/100	事業実施経費	天理市（活脳教室） 堺市（あ・し・たプロジェクト） 大牟田市【要支援・要介護自立支援・重度化防止業務】	厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課 （03-3595-2889）	(1) についての市町村の負担割合は、12.5/100 (2) についての市町村の負担割合は19.25/100
地方創生交付金	地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的	地方公共団体	1/2	事業実施経費（最低支払額部分）	SIB を活用した健康ポイント事業（岡山市）	内閣府地方創生推進本部事務局	・事業全体として先導性等の要件を満たす必要がある点に留

	な取組を複数年度にわたり安定的・継続的に支援することにより、地方創生の深化・高度化を促すこと				飛び地自治体連携型大規模ヘルスケアプロジェクト	(03-6257-1417 内線 37179)	意 ・他省庁等の補助制度の対象となる可能性のある事業は、本交付金を充当することができない点に留意
--	--	--	--	--	-------------------------	-------------------------	---

○地方公共団体にとって、PFS 事業実施の財政的インセンティブになる制度

名称	目的	対象団体	概要	評価指標	配分	所管省庁・部署
・保険者機能強化推進交付金 ・介護保険保険者努力支援交付金	高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた保険者の取組や都道府県による保険者支援の取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村や都道府県の高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組を推進すること	地方公共団体	各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金を交付する。	【都道府県】 ○ 県内の市町村のうち、II(5)⑪のウで得点している市町村の数が○割を超えている場合に対象とする 〈参考〉市町村の評価指標 II(5)⑪ウ 社会福祉法人・医療法人・NPO・民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか。	【都道府県】 ・保険者機能強化推進交付金 200 億円のうち 10 億円程度 ・介護保険保険者努力支援交付金 200 億円のうち 10 億円程度  【市町村】 ・保険者機能強化推進交付金 200	厚生労働省老健局介護保険計画課（03-3595-2890）

			<p>ウ 参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施している。</p> <p>※「〇割」は分布を踏まえ、厚生労働省において設定</p> <p><b>【市町村】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉法人、医療法人、NPO、民間サービス等と連携した介護予防の取組を実施しているか。</li> <li>・参加者の心身改善等の成果に応じて報酬を支払う成果連動型の委託を実施している。</li> </ul>	<p>億円のうち 190 億円程度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険保険者努力支援交付金</li> </ul> <p>200 億円のうち 190 億円程度</p>	
--	--	--	--	---	--

○PFS 事業の案件形成段階における支援事業について

名称	目的	支援内容	支援機関	活用事例	所管省庁・部署
地方公共団体による成果連動型民間委託契約方式 (PFS) に係る事業案件形成支援事業	地方公共団体における PFS による事業の案件形成を支援し、地方公共団体における事例構築を分野横断的に支援すること	本事業を内閣府から受託した民間事業者を、地方公共団体に派遣し、成果連動型民間委託契約方式による事業の案件形成支援を行う。	1 年間 (案件形成支援に必要な期間)	下妻式コンディショニング事業 (下妻市) 地域産業施策における PFS 活用推進事業 (堺市) ※いずれも支援中	内閣府成果連動型事業推進室 (03-6257-1168)
ヘルスケアサービス社会実装事業 (旧: 健康寿命延伸産業創出推進事業)	民間事業者等による地域や職域の課題に応えるヘルスケアサービスの持続可能なビジネスモデルの確立等に向けた取組を総合的に支援し、新たなヘルスケアサービスを社会実装すること	本事業を経済産業省から受託した民間事業者を中間支援組織とし、地方公共団体やサービス提供事業者候補等に対し成果連動型民間委託契約方式による事業の案件形成支援を行う。 ※これまでに成果連動型民間契約方式の活用による課題解決の実績がない新規性の高いテーマを対象とする。	1 年間 (案件形成支援に必要な期間)	要支援・要介護自立支援・重度化防止業務 (大牟田市) 美馬市版 SIB ヴォルティスコンディショニングプログラム (美馬市)	経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業化 (03-3501-1790)